

入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び石垣市財務規則（昭和 58 年規則第 2 号）第 92 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

石垣市長 中山 義隆



1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名：石垣市学校施設等長寿命化計画見直し業務委託
- (2) 業務内容：別紙特記仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 予定価格：12,021,000 円（消費税抜き）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 本市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 令和 7・8 年度石垣市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 過去 10 年間に地方公共団体で学校施設の長寿命化計画を受注した実績を有すること。
- (8) 管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - ア 管理技術者は、過去 10 年間に地方公共団体で学校施設の長寿命化計画を受注した実績を有する者とする。また、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、かつファシリティマネジメントに関する豊富な知識を有する者とする。
 - イ 照査技術者は、過去 10 年間に地方公共団体で学校施設の長寿命化計画を受注した実績を有する者とする。また、技術士（総合技術監理部門／建設／都市及び地方計画）の資格を有する者とする。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒907-8501 石垣市字真栄里 672 番地

石垣市教育委員会 学務課 施設係

TEL : 0980-87-5082 FAX : 0980-82-0294

Mail : kyo-shisetsu@city.ishigaki.okinawa.jp

(2) 仕様書等の配布期間及び配布方法

ア 配布期間：令和7年6月27日（金）から令和7年7月8日（火）

イ 配布方法：石垣市ホームページからダウンロード

4 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1) 提出期限 令和7年7月8日（火）午後3時まで

(2) 提出場所 前記3(1)に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 令和7・8年度入札参加適格審査結果通知書の写し

ウ 商業登記簿謄本の写し

エ 業務実績調書（様式2）

オ エに記載した業務実績に係る契約書の写し等

カ 配置予定管理技術者及び照査技術者の実績を証するもの（契約書、テクリス等）及び資格を有することを証するもの（資格証等）の写し

5 入札参加資格審査の結果

電子メールにより通知する。

6 入札執行の日時及び場所等

(1) 日 時 令和7年7月15日（火）午後1時30分

(2) 場 所 石垣市役所2階 大会議室3

(3) 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記

載すること。

- (4) 内訳書の提出 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書(様式自由)を提出すること。入札金額内訳書には、作成年月日、業務名、業種、種別、細別に相当する項目、それに対応する数量、単位、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。提出された入札金額内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含む。)が説明を求めることがある。
- (5) 注意事項
- ア 入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。
 - イ この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び業務場所を記入すること。
 - ウ 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。
 - エ 申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
 - オ 入札参加資格を確認された者であっても、確認後に本市の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加することができない。
 - カ 石垣市に本店・支店等がある入札者は、本市が発行する義務履行証明書を入札前に提出しなければならない。

7 入札の無効要件に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱した、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (6) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 入札金額内訳書の提出を行わない者の入札
- (10) 石垣市に本店・支店等がある入札参加者で本市が発行する義務履行証明書の提出を行わない者の入札

8 落札者の決定

- (1) 予定価格調書内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

9 入札保証金に関する事項

納付を免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の100分の5を石垣市に納付しなければならない。

10 契約保証金に関する事項

納付を免除する。ただし、落札者が契約上の義務を履行しないときは、損害賠償金として、契約金額の100分の10を石垣市に納付しなければならない。

11 質問の受付

(1) 受付期限 令和7年7月8日（火）正午まで

(2) 質問方法 質問書（様式3）を電子メールにて提出すること。

(3) 回答方法 令和7年7月10日（木）までに石垣市ホームページへ掲載する。

12 その他事項

(1) 詳細については、石垣市指名競争契約入札心得及び仕様書による。

(2) 入札後、落札者が入札等排除措置を受けたときは、その者の入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除するものとする。

(3) 落札者は、石垣市暴力団排除措置要綱（令和元年告示第206号）第11条に規定する誓約書を提出すること。